

策定日 2019年3月28日

次世代育成支援対策推進法に基づく
佐野信用金庫行動計画（第3期）

佐野信用金庫は、職員が仕事と子育てを両立しながら、その能力を十分に発揮できるような雇用環境を整えるため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

- ・ 2019年4月1日～2021年3月31日までの2年間

2. 内容

【目標1】

- ・ 育児短時間勤務制度対象者のうち希望する者は、対象期間を現在の3歳到達までから小学校就学始期までとする。

(対策)

- ・ 2019年4月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- ・ 2019年7月～ 育児介護休業規程の改定
- ・ 2019年10月～ 制度の周知導入

【目標2】

- ・ 所定外労働の削減のため定時退庫を推進する。

(対策)

- ・ 2019年4月～ 全店統一定時退庫日と各部店ごとに設定する定時退庫日により、毎月2回の定時退庫を継続して実施する。
- ・ 2019年8月～ 毎年原則8月13日～16日を「定時退庫ウィーク」に設定し、所定外労働時間の削減を図る。

【目標3】

- ・ 計画期間中に男性職員の育児休業取得を推進する。

(対策)

- ・ 2019年8月～ 男性職員にも育児休業を制度が適用されることをアナウンスし、父親の育児休業の取得を推進するため、管理職を対象とした研修を実施する。